

## 司法試験委員会会議（第35回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成19年5月24日（木）13：30～15：00

### 2 場所

東京地方検察庁刑事部会議室

### 3 出席者

司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）浅海保，大野恒太郎，奥田隆文，小幡純子，長谷川真理子，本間通義

（敬称略）

司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

稲田伸夫人事課長，山口久枝人事課付，濱田亮二試験管理官

### 4 議題

- (1) 平成19年度旧司法試験第二次試験考査委員の任命について（報告）
- (2) 平成19年度旧司法試験第二次試験短答式試験の受験者数について（報告）
- (3) 平成19年新司法試験の受験者数について（報告）
- (4) 併行実施期間中（平成20年以降）の旧司法試験及び新司法試験の合格者数に関する方針について（協議）
- (5) その他報告案件

### 5 配布資料

資料1 平成19年度旧司法試験第二次試験考査委員の任命について

資料2 平成19年度旧司法試験第二次試験短答式試験受験者数

資料3 平成19年新司法試験の受験状況

資料4 平成19年度法科大学院入学者選抜実施状況の概要

### 6 議事等

- (1) 平成19年度旧司法試験第二次試験考査委員の任命について（報告）

委員長から，司法試験委員会議事細則第6条第2項（以下「議事細則」）に基づき，以下の報告があった。

資料1記載の候補者を平成19年度旧司法試験第二次試験考査委員として推薦することについては，議事細則第6条第1項に基づき，書面等により各委員から意見を徴した結果，いずれも了承され，平成19年5月7日付けで委員会の議決とした。

これに関し，事務局から，推薦された候補者は，同月11日付けで法務大臣から考査委員に任命されたことについて報告がなされた。

- (2) 平成19年度旧司法試験第二次試験短答式試験の受験者数について（報告）  
事務局から、資料2により、平成19年度旧司法試験第二次試験短答式試験の受験者数について、報告があった。
- (3) 平成19年新司法試験の受験者数について（報告）  
事務局から、資料3により、平成19年新司法試験の受験者数について、報告があった。
- (4) 併行実施期間中（平成20年以降）の旧司法試験及び新司法試験の合格者数に関する方針について（協議）

（委員長， 委員）

それでは、御協議をお願いしたい。

例えば、資料3を見ると、今年の受験者数が少ないが、今後もこの傾向が続くのだろうか。それとも、たまたま今年だけなのか。

修了者の中で受験しなかった人の中のある程度の部分は、いわゆる受け控えだろうと思われ、その人たちが20年以降の試験になると受験者の方に戻ってくるのではないかという気がする。ただ、それがどれくらいになるかというのは、判断材料もないのでなかなか予測し難いように思われる。

そのとおりである。法科大学院を修了したが、司法試験の受験はあきらめるという人もいるのではないかと思うが、それがどの程度いるかは、はっきりしない。ただ、あまり多いとは考えられないのではないか。

法科大学院の修了生で、一部、就職が決まっている人がいる。例えば、去年の受験生で、司法試験は駄目だったが、公務員として採用された人もいる。そういう人は多分今後受けないと思われるし、修了生が必ず合格するまで受験するとも限らない。もっとも、そういう者がどれくらいいるかということ、それほど多くないようにも思われる。おそらく、多くの者は、5年3回という制限があることから、もっと自分で実力を付けてからでないと、と判断して受け控えているのではないかと思う。

今の話を若干敷えんするような話であるが、ある法律事務所に法科大学院の修了者が、事務員として雇ってほしいと応募してきたとのことである。「もう司法試験は受けません。自分は、パラリーガルとしてやっていきたい。」と書いていたということである。もっとも、そういうケースがどの程度あるのかは何とも言えない。

受け控える人は、卒業して間もないため、勉強不足のような気がして、あと1年あれば、もっと自分に実力がつくと思ってしまうのではないか。

現実にはなかなかそうはいかないようにも思うが。

受け控えに、恐らく合理的な理由はなく、心理的なものだと思われる。その前の年に修了した人は、1年も空いているので、そんなことを考える必然性はない。そうすると、修了直後でやや自信がない、という人が受け控えているものと思われる。

やはり、受験回数が5年間で3回ということで、その間に合格しなければならないと考えるわけで、自分のベストが、今年か来年か迷ってしまうという、これは毎年繰り返される心理だと思う。だとすれば、大体今年と同程度は受け控えるという感じになるのではないだろうか。

我々は、未来を考えるのではなく、当面の3年間について考える必要がある。

冒頭にも言ったとおり、平成17年2月28日の当司法試験委員会で、今後の法科大学院における教育の実績、受験者の動向などを見定めながらこれから3年間を考えると発言されているので、その観点から受験者の動向について議論する必要がある。

不確かな予測に基づいて議論を立ててもいけないのだが、いずれにしても、入学者の上限は分かっている。入学者の上限は、資料4によると、平成19年度の入学者が、既修と未修の両方を併せて約5,700人いる。この者が21年か22年に受けるということになる。しかし、徐々に、今後の法科大学院における教育の在り方としては、法科大学院の中で容易には修了させない、つまり修了認定が厳格になるという、そういう動きが少しずつ強くなっていくと思う。

やはり今年は、修了率が前の年に比べると減っている。そして、更にそこから受け控えがあったわけである。

第三者評価に携わっている柏木先生のヒアリングの中で、法科大学院によって教育内容・レベルにかなりばらつきがあるということであった。前回提出のあった評価の資料でも、ある大学はほとんどAだが、ある大学はCが多いという評価の結果であった。

法科大学院の教育のレベルは、全体的には上がってきているのではないかという評価があると思うが、ただ、一部の、どちらかというとも昨年度の成績が悪かった、合格率が悪かったようなところが非常にぐらついている。受験対策に力を入れる方向にシフトしたいという意向をそれとなく示す法科大学院もあることはある。反対に、やせ我慢ではないが、頑張っているところも相当あって、そこを認証評価をする中でいろいろとディスカッションをしていると、より充実した教育ができるように頑張っている法科大学院もある。そういう印象を受ける。

今年、想定外に受け控えが多かったが、来年は修了後1回は早めに受けてみようという動向になるのだろうか。

今年の合格率は、予想されていたのよりも高いと思われる。

去年の合格率が48パーセント程度であったが、今年は、報道等では、3割だなどとい

う予測がなされていたが、やはり、予測とは異なることになるのではないか。

合格率が低いから、社会人からの転身者が減るのではないかという危惧がかなり強くもたれていたが、今日配布の資料4を見ると、社会人からの入学状況も、減少が去年に比べて100以内に収まっている。危惧したことがどの程度当たっているのか、という感じはしないでもない。

確かに、数字の上では、少し減った程度である。社会人の入学者については、初年度の数字が多すぎるといえるか、初年度の特異な数字である。

志願者数については適性試験の受験者を見るとよい。大学入試センターの方で見ると絶対数が減っている。資料4の志願者数の増加は、併願率が増えたということなのかもしれない。

適性試験の受験者が減っているから、少なくともいくつもの法科大学院を受けるようになった、という分析を一般にはされていると思う。

希望する人はどっかには入りたいということでたくさん受けるけれども、希望する人の絶対数はちょっと減ったのかもしれない。

ただ、その中で、確かに、社会人が激減したというわけでもない。資料4の学部系統別でいうと、やはり法学部が増えて、それ以外が少しずつ減っている。ただ、これも激減というほどでもない。

結論に直結させるものではないが、合格率が下がると報道機関等でも言われても、そこそこは志願者が来ている状況にあるのではないか。

しかし、やはり、新しい制度だということで、合格率が下がるとはいつても、そこそこの数字が1年目は報道されているところもあり、その中での捉え方ではあると思う。

むしろ恐ろしいと思うのは、今年の研修所修了生の就職がどういうふうになるかである。中身は分からないが、悪い方向で脅されると、合格率よりもこちらの方が影響は大きいかもしれない。

前回のヒアリングで、日弁連の次長が報告していたが、数値としては、就職については、現状では非常に厳しい状況だと思われる。

他方、旧司法試験の方は減ったといってもまだ2万人、先ほども言ったが、300人の合格で約2万3,000人が受験している。どうなるのか。今年が最後で来年からはぐっと減るのか。旧試験を実施している限り、新規参加者もゼロではないだろう。

旧試験の合格者で、新規に受験する者と、そうではなく制度の変わり目以前から受験していた者の割合、人数等が分かるとよいと思う。

大学生が受験するとか、併行実施期間が始まってから以降に初めて受験するというのは、併行実施の趣旨とは違うと思う。

100人、50人程度の中での人数の違いではあるが、旧司法試験の方は、最後まであまり減らせないのか、あるいは、はっきり新制度への転換、警告の意味も込めてがくっと減らしてしまうのか。

旧司法試験合格者と新司法試験合格者で、就職状況が違うというようなことはあるのか。

それを分析した数字は出ていないが、いろんな人たちの話を聞いていると、どうしても、どこか旧司法試験に対するノスタルジーがあるのか、何か法科大学院に対する警戒感があるのか、どちらかといえば旧司法試験組を採りたいという人がいるという意見も聞く。例えば、実務修習のときの印象なども聞くが、旧司法試験組の方がレベルが高いんじゃないかという声もある。ただ、それは私に言わせると、求めるものが違うのだろうという気がする。旧司法試験組の方が勉強時間が長く、知識があるのかもしれないが、旧司法試験組に求めていたことを、同じように新司法試験組に対して求めるのは気の毒だなという感じがする。新司法試験組は新司法試験組で、それとは違う良さがあるはずだと思う。

評価する者の評価基準が、自分たちは旧試験に合格してきたということに影響されているからなのかもしれない。

旧試験の合格者について、300人から、平成20年は、今の案でいくと、いずれも200人にするという。これを更に、150や100に落とせるか。仮に、平成20年に100に落としたら、これは、司法試験委員会の強いメッセージになると思うが。

合格者が300を下回ると、さすがに、法科大学院の方に行こうという方向に相当移ると思われる。

合格するという可能性が低くなければ、受験者も減るはずである。

日弁連の方が言っていた就職の問題と修習の問題であるが、1案、2案、3案の中での、この程度の人数の違いなら、さほど大きな違いにはならないのではないかとということにもなるかもしれない。しかし、実際に、就職や修習を受け入れる立場からすると、少しでも条件を良くしたいということになるのだろうと思う。

研修所を修了までして、その段階でもなお就職活動に走り回るということになるのであれば、いかがなものか。もっとも、それが、法律家の数を増やすという国策の意味するところだと、理屈の上では言えるが。つまり、新しいところを自分で探せということになるのだろうが。

おそらく、どこの法律事務所も、良さそうな人を採用する。すると、結局、いわゆる「の

き弁」になるというのは、どちらかというところ、どこでも採用してもらえなかった人ということになる。そうすると、その人たちのレベルは、少なくとも、当初の印象では、あまり高く買われなかった人たちということになり、まさにその人たちが、資格を取得してからの適正な教育やトレーニングの機会を得られないということになりかねない。これはやはり、由々しき事態かなと思う。

一部の有識者は、3,000人をはるかに上回る数を強調していたが。

規制改革会議では、1万2,000人といった議論もあるようだが。

3,000を1万2,000人にするという議論をするときに、その根拠は他国の比率ぐらいしかない。外国との比較ぐらいである。

法曹人口を増やして行って、もっといろいろなところに法律の勉強をした人たちが入っていくような世の中にしたいという考え方であるが、それが実現されてるのかどうか。このペースで増やして行って、3案だとかなり早く増やすことになるが、それに社会の雇い方が追いついていっているのかいないのかが一つの鍵になると思うが。

ただ、法科大学院生が修了して実務に出る状況ではまだない。

今の新司法試験組が今年の11月に修了しても、それは1期生で、人数の少ない既修者だけである。

断片的に状況を見ているだけであるが、新試験合格の修習生について、就職活動で東京を繰り返し、修習に腰が定まらないというような話がある。

前回の日弁連の報告では、日弁連で統計を取った際に、狭い意味での法曹となる人たちと、官公庁や企業等に就職する人たちということがあり得るだろうということで、その両者の統計を取ってみたが、あまり芳しい結果は出ていないということだったと思う。

前回から申し上げているが、司法過疎という問題が我が国司法の大問題となっている。人数が増えてきているのが直ちに過疎を埋めていくような形にはまだなっていないし、法テラス、日本司法支援センターについても、今のところ、スタッフに応募してくれる弁護士がまだ十分とはいえない状況にある。

医師の場合と同様に、少々増やし続けても、過疎の問題というのは、どうも本質的な解決にはならないのではないかという気がする。地方の司法過疎地域を埋めるための絶対数としては、実は大きな数が必要とは思われない。そういう意味では、東京あるいは大阪という都市部が吸収していくしかないという感じはする。

確かにそういうところがある。地方の単位会でも、新入会員に入ってきてほしいとは言

うが、その数は微々たるものである。

医療という全然別の制度の話ではあるが、医療過疎の問題でも、人口比では必ずしも医師が少ないというわけではないというところもある。

20年以降の合格者数については、次回にも継続してご協議をいただきたい。

(5) その他報告案件

事務局から、法曹養成対策室報第2号(2007年3月)に掲載された「新司法試験～日弁連が行ってきたシンポジウムの成果を通して～」について説明があった。

(6) 次回開催日程等について(説明)

次回の司法試験委員会は、平成19年6月6日(水)午後3時から開催することが確認された。

(以上)